

一般会計予算審査特別委員会産業建設分科会会議録

1 日 時 令和7年3月11日（火曜日）
開会 午後1時19分
閉会 午後4時 4分

2 場 所 第1委員会室

3 出席又は欠席した委員の氏名

(出席)	委員長	三 上 周 治	副委員長	小 西 利 一
	委 員	太 田 善 介	委 員	荒 木 将之介
	委 員	深 見 昌 宏	委 員	小 川 進 一
	委 員	加 藤 保 博		
(欠 席)	なし			
(その他出席者)	議 長	村 木 理 英		

4 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

議会事務局長	西 村 佳 子	同次長	宇 野 裕
同庶務調査係主事	柴 田 美緒子		

5 説明のため出席した者の職氏名

副市長	中島 邦夫	政策監	難波 敏文
政策調整課長	林 啓二	財政課長	岡 真里
産業部長	西川 茂	農林課長	中山 知輝
農林課主幹	関藤 克城	農林課主幹	村上 敏行
観光プロジェクト課長	赤木 郁哉	観光プロジェクト課主幹	河原 睦弘
観光プロジェクト課主幹	小嶋 善邦	企業誘致商工振興課長	重信 憲男
建設部長	河田 秀則	地域応援課長	難波 昭彦
地域応援課主幹	安原 和行	土木課長	矢木 武司
土木課主幹	渡辺 真之	都市計画課長	田中 章彦
建築住宅課長	八重 信幸		
環境水道部長	三宅 伸明	下水道課長	角田 琢美
下水道課主幹	岡崎 一	総社下水処理場長	清水 桂介
環境課長	荒木 久典	アグアセンター吉備路センター長	木村 勝彦

6 付議事件及びその結果

付議事件 議案第24号「令和7年度総社市一般会計予算」
のうち、本分科会に分担された部分
結 果 可決すべきである

7 議事経過の概要 別紙のとおり

8 その他必要な事項 別紙のとおり

開会 午後 1 時19分

○三上周治委員長 ただいまから一般会計予算審査特別委員会産業建設分科会を開会いたします。

議案第24号 令和7年度総社市一般会計予算のうち本分科会の担当する部分の審査を行います。なお、審査順序は、歳出から歳入、債務負担行為及び地方債の順に行いますので、御了承願います。

予算調書を活用しての質疑は、まずは調書のページ数を言っていただき、次に款、項、目、事業名を言った後、主要な事務・事業の概要の内容を限定してから質疑に入っていただくようお願いいたします。

それではまず、歳出第2款総務費から第4款衛生費のうち本分科会の担当する部分の審査に入ります。

では、当局の説明をお願いします。

環境課長。

○荒木久典環境課長 議案第24号 令和7年度総社市一般会計予算について御説明申し上げます。内容につきましては、本分科会の所管に属する部分について御説明申し上げます。

便宜、歳出から御説明いたしますので、予算書の88、89ページをお開きください。

第2款総務費、第1項総務管理費、第11目交通対策費で、90、91ページをお開きいただきまして、第10節需用費のうち説明欄に記載する修繕料1,659万円のうち1,600万円がカーブミラー等の修繕費でございます。第12節委託料は、説明欄の下から3行目の標識等設置委託料800万円につきましては、転落防止柵やカーブミラー等を新規に設置する場合の経費でございます。第14節工事請負費は、人口増パッケージの生活道の補修等に係る地域力向上道づくり予算で、交通安全対策に係る工事請負の経費でございます。第15節原材料費は、反射板等の簡易な修繕に係る原材料費でございます。

続きまして、94、95ページをお開きください。

第2款総務費、第1項総務管理費、第16目諸費のうち本分科会の所管に属します部分につきましては、第22節償還金、利子及び割引料の返還金81万9,000円のうちし尿処理券の買戻し金24万円でございます。

続きまして、128、129ページをお開きください。

第3款民生費、第4項災害救助費、第1目災害救助費のうち本分科会の所管に属するものは、第18節負担金、補助及び交付金のうち住宅災害復旧等資金利子補給金でございまして、平成30年7月豪雨災害により被害を受けた被災者の住宅再建に伴う借入金に対する利子補給金でございます。

次に、134、135ページをお開きください。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第4目環境衛生費、本年度予算額4億3,557万1,000円でございます。この予算は、市民斎場の管理運営経費や市営墓地の維持管理経費、浄化槽設置整備事業や簡易水道事業への補助金等でございます。第1節報酬から第4節共済費は、会計年度任用職員1名

の人件費が主なものでございます。第10節需用費は、斎場の運営に伴う経費で、灯油や電気代、火葬炉の修繕などが主なものでございます。第11節役務費は、斎場の電話料、そして136、137ページをお開きいただきまして、ダイオキシン測定手数料などが主なものでございます。第12節委託料は、地球温暖化対策実行計画策定委託料、市営墓地維持管理委託料、斎場の火葬業務等委託料が主なものでございます。その他については備考欄に記載のとおりでございます。第18節負担金、補助及び交付金のうち地域猫活動助成金は、地域猫活動団体への助成金、飼い主のいない猫の繁殖を防ぐための不妊、去勢手術に対する補助金、簡易水道事業等補助金は、企業債の元利償還金に対する補助金等でございます。浄化槽設置整備事業補助金は浄化槽設置に伴う補助金で、浄化槽修繕費補助金は人口増施策の一環として修繕費を補助するものでございます。岡山県広域水道企業団負担金は、同企業団の取水井の整備に対する負担金でございます。電気自動車等導入費助成金は、電気自動車等の普及促進を図るための助成金でございます。第23節投資及び出資金は、岡山県広域水道企業団への出資金で、同企業団の浄水池の増設に伴う出資金でございます。その他につきましては備考欄に記載のとおりでございます。

次に、同款、同項、第5目公害防止対策費、本年度予算額638万5,000円でございます。この予算は、騒音や水質汚濁等の公害を未然に防止するための水質検査や騒音調査に係る経費でございます。主なものとしましては、第11節役務費は工場排水や公共用水域の水質検査などの手数料で、第12節委託料は自動車騒音を計測する常時監視業務委託料でございます。第17節備品購入費は、老朽化した公用軽四バンを買い換えるための経費でございます。

次に、同款、同項、第6目廃棄物対策費、本年度予算額1,345万2,000円でございます。この予算は、資源ごみの回収、不法投棄対策に係る経費でございます。主なものとしましては、第7節報償費は、PTAや町内会といったごみ減量化推進団体が回収したリサイクルごみを1kg当たり8円で報奨金として交付するものでございます。第12節委託料は、雑紙回収に伴う受付業務委託料が主なものでございます。第18節負担金、補助及び交付金は、生ごみ処理機購入費補助金でございます。

次に、同款、同項、第7目自然保護対策費、本年度予算額724万5,000円でございます。この予算は、総社ふるさと自然のみち、鬼ノ城、ヒイゴ池湿地、吉備路風土記の丘などの自然保護に係る経費でございます。第10節需用費は、総社ふるさと自然のみちの修繕が主なものでございます。第12節委託料は、吉備路風土記の丘やヒイゴ池湿地の除草や管理などの委託料が主なものでございます。

次に、同款、第2項清掃費、第1目清掃総務費、本年度予算額7億9,823万7,000円でございます。この予算は、環境課職員の人件費や清掃事業に係る経費でございます。第2節給料から第4節共済費は、環境課職員4人分の人件費でございます。第18節負担金、補助及び交付金は、総社広域環境施設組合負担金が主なもので、その他は備考欄に記載のとおりでございます。

次に、同款、同項、第2目塵芥処理費、本年度予算額2億7,898万4,000円でございます。この予算は、最終処分場の管理運営やごみ収集に係る経費でございます。第10節需用費は、140、141ペー

ジをお開きいただきまして、指定ごみ袋の製作経費や最終処分場の光熱費や修繕料などの維持管理に要する経費でございます。第11節役務費のうち手数料は、最終処分場の水質検査に要する経費が主なものでございます。第12節委託料は、家庭ごみの収集委託料や最終処分場受付業務等委託料や最終処分場水処理施設維持管理委託料が主なものでございます。第18節負担金、補助及び交付金のうちごみ集積所整備費補助金は、ごみ集積所の整備に係る補助金でございます。

次に、同款、同項、第3目し尿処理費、今年度予算額3,516万8,000円でございます。この予算は、し尿の収集運搬に係る経費でありまして、第12節委託料でし尿収集委託料及びし尿処理手数料徴収委託料が主なものでございます。

以上でございます。

○三上周治委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

荒木委員。

○荒木将之介委員 調書の41ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、第11目交通対策費であります。カーブミラー等の修繕に係るものなのですが、全体的に縮小されているのかなというふうに見受けられました。需用費の中の修繕が60件となっております。今年度は119件予算書で上がっております。こちらが半数ぐらいになっている。その下の委託料についても1,500万円だったところが800万円になってる。土木担当員要望も75件だったのが40件になっているといった具合に縮小されているんですが、これは要望等がこれぐらいであろうという、今年度に関してはこれまでの実績に基づくものなのか、単純に予算をつけられなかったということなのか、御説明のほうをお願いします。

○三上周治委員長 地域応援課長。

○難波昭彦地域応援課長 荒木委員の御質問にお答えをさせていただきます。

こちらのほうの予算の配分等につきましては、令和6年度の9月末現在の執行状況等を勘案いたしまして、道路維持補修でありますとか、そういったほうに予算の配当割をさせていただいた結果となっております。

以上でございます。

○三上周治委員長 荒木委員。

○荒木将之介委員 再度確認なんですけど、ということは今年度の実績に基づいてこれぐらいであろうということでしょうか。

○三上周治委員長 地域応援課長。

○難波昭彦地域応援課長 荒木委員の再度の御質問にお答えいたします。

当然のことながら、まずは令和7年度の新たな新規要望とか修繕等につきましては、カーブミラーですので交通安全上危ないので、早急な修繕等対応は当然あるんですが、それよりも道路維持修繕のほうが件数的に多くなってきておりますので、地域応援課全体の予算のことを考えた上ではこ

ちらの予算は実績に応じた形のところで決算を迎えられるのではないのかという計画の下で配分いたしました。

以上です。

○三上周治委員長 他に質疑はありませんか。

深見委員。

○深見昌宏委員 予算書の137ページ、調書がよく分からないので、予算書のほうで地域猫活動助成金150万円、この件と、電気自動車等導入費助成金840万円。地域猫の活動に助成をするって、これは昨年からやってるんですかね。どのくらいの団体がやられて昨年より増えてるのか減ってるのかという数字をお知らせしていただきたいのと、電気自動車も840万円、これが前年度と今年度の比較がどのくらいになるか、増えてるのか、減るということはないでしょうけど、その辺の数字を教えてください。

○三上周治委員長 環境課長。

○荒木久典環境課長 深見委員の御質問にお答えさせていただきます。

地域猫活動の助成金につきましてですが、今年度2月末現在で予算額のほうが200万円のところ、交付決定助成金が約125万円となっております。申請いただいた団体数につきましては13団体いただいております。当初、団体数としては約20団体ぐらいあるのではないかなという予測ではあったんですが、現実的に申請をして現在活動をされているであろうという団体は、13団体でございました。

もう一点、電気自動車の購入事業につきましてですが、令和5年度は87台で1,305万円の補助交付額でございましたが、令和6年度は2月21日現在で35台、525万円の交付決定額となっております。

以上でございます。

○三上周治委員長 深見委員。

○深見昌宏委員 予想より大分違ったんで、1番目の質問で、これは総社市の中の団体ですよね。岡山市の方が、結構総社市ええことやられてますよねと、そういう興味のある人が岡山市に何人かおられるんですけど、これは岡山市から総社市へ移住してこれたらそういうことも可能なんですか、団体登録とかというのは。すみません、これとは質問の趣旨が多少違うかなとは思いますが。

○三上周治委員長 答弁できますか。質問が違うと思うので、いいですか。

環境水道部長。

○三宅伸明環境水道部長 深見委員の質問なんですけれども、登録団体といいますのが、総社市民でどこかの自治会に属してあって、その自治会内で認定された団体です。まずそこが第一関門かと。それから、自治会で認定されたということで県のほうへ、今自分たちが猫を30匹保護していると、その猫について不妊、去勢手術をしたいという申出をする場合に、県の動物愛護センターへ認

定申請をして、県から認定されるという流れになりますので、まずは総社市民であって、何がしかのどこかの自治会、住まれている地域で認定をしていただくというのがまず必要となっております。

○三上周治委員長 他に質疑はありませんか。

荒木委員。

○荒木将之介委員 衛生費のほうへ行ってるんで、衛生費のところから。調書のページが192ページ、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第4目環境衛生費、岡山県広域水道企業団出資金なんですが、昨年と比べてかなり増額されているようなんですけど、何か特別な事業でもあるのかなと考えたんですが、何かあるんでしょうか。

○三上周治委員長 環境課長。

○荒木久典環境課長 荒木委員の御質問にお答えさせていただきます。

こちらについては、岡山県水道企業団が現在ろ過池の、9号池、10号池の工事を行っております。この工事が本工事に入って、その負担について高梁川水系に関わる団体のほうで負担を行っておるため、来年度高額となっております。一応、現在の予定では令和7年度末に工事完了予定だと伺っております。

以上です。

○三上周治委員長 他に質疑はありませんか。

荒木委員。

○荒木将之介委員 先ほどの次のページです。調書193ページ、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第4目環境衛生費なんですが、この中の委託料、地球温暖化対策実行計画策定委託料、再生可能エネルギー最大限導入計画策定業務とあるんですが、これは国の間接補助事業だとお聞きしたんですが、具体的にはどういったことを行うもので、どういった計画を策定していくのかをお聞かせください。

○三上周治委員長 環境課長。

○荒木久典環境課長 総社市においては2050年二酸化炭素排出実質ゼロ宣言を他の自治体と共に行っております。そうした中、県内でもどんどんこの策定が進んでいるわけなんですけれども、2050年の二酸化炭素排出実質ゼロに向けた取組をどのような形で行っていくか、まずは市内での温室効果ガス排出量がどれくらいあるのかといった現状把握を行いまして、CO₂排出実質ゼロに向けた新たな施策、総社市としてどういった施策を取っていくことができるかについて立案を行い、削減目標の設定をし、それを実施していく体制を構築してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○三上周治委員長 他に質疑はありませんか。

荒木委員。

○荒木将之介委員 調書197ページ、同じく第4款衛生費、第1項保健衛生費、第5目公害防止対

策費なんです、第11節役務費、手数料が昨年と比べると結構上がってきております。水質検査のことですので、昨今のP F A Sのこととかあるのかも分からないですけれども、こちらが増額になってる内訳とかをお知らせください。

○三上周治委員長 環境課長。

○荒木久典環境課長 荒木委員の御質問にお答えします。

水質検査の手数料につきましては、委員おっしゃられた公共用水域におきましてP F A Sの検査を5箇所実施する予定での予算を計上しております。また、その他様々な地域での公害における水質検査にも緊急時に対応できるような予算取りをさせていただいております。

以上でございます。

○三上周治委員長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 ないようでありますので、この際しばらく休憩いたします。

休憩 午後1時44分

再開 午後1時45分

○三上周治委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第5款労働費から第7款商工費のうち本分科会の担当する部分の審査に入ります。

当局の説明を求めます。

企業誘致商工振興課長。

○重信憲男企業誘致商工振興課長 それでは、第5款労働費の説明をさせていただきますので、予算書の142、143ページをお開きください。

第5款労働費、第1項労働諸費、第1目勤労婦人福祉施設費について御説明いたします。

本年度予算額2,252万円でございます。この予算は、働く婦人の家の管理運営に要する経費でございます。主なものといたしまして、第1節報酬から第8節旅費は、会計年度任用職員2名、館長1名、運営委員会委員4名の人件費等でございます。第10節需用費は、電気、上下水道料金や照明器具の老朽化に伴いL E D照明への取替え及び2階調理室エアコンの修繕料でございます。第12節委託料は、働く婦人の家の建物清掃等施設の維持管理に伴う委託料でございます。

次に、同款、同項、第2目勤労センター費、本年度予算額7,684万6,000円でございます。この予算は、勤労者総合福祉センターの管理運営に要する経費でございます。主なものといたしまして、第10節需用費は、電気、水道料金及び照明器具の老朽化に伴いL E D照明への取替えや空調設備の不調に伴い全館空調から個別空調への取替え及び体育室の空調取替え等に要する修繕料でございます。第12節委託料は、施設の維持管理に伴う委託料で、主なものは勤労者総合福祉センター運営委託料で、受付貸出作業等の一部を運営委託しようとするものでございます。

1枚をお開きいただきまして、144、145ページの同款、同項、第3目諸費、本年度予算額5,920万2,000円でございます。この予算は、就職面接会の開催等労働力確保対策事業に要する経費

でございます。主なものといたしまして、第10節需用費から第13節使用料及び賃借料は、市内企業の労働力の確保を目的に大卒者への企業説明会やパート、アルバイト等の面接会の開催に要するポスター等の印刷製本費や会場の借り上げ料でございます。第18節負担金、補助及び交付金は、総社地区労働者福祉協議会など労働雇用対策関連の各協議会等への負担金及び補助金で、説明欄に記載のとおりでございます。第20節貸付金は、市内に居住する勤労者に対して中国労働金庫を通じて融資を行うもので、中国労働金庫に預託するものでございます。

第5款労働費は以上でございます。

○三上周治委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 続きまして、農林業費の説明をさせていただきますので、146、147ページをお開き願います。

第6款農林業費、第1項農業費、第1目農業委員会費について御説明いたします。

今年度予算額は4,115万6,000円でございます。主な内容でございますが、第1節報酬は、農業委員会委員15名、農業委員会農地利用最適化推進員18名及び会計年度任用職員1名分の報酬でございます。次に、第2節給料から第4節共済費までは、農業委員会職員3名分と会計年度任用職員1名分の人件費でございます。次に、第8節旅費から第18節負担金、補助及び交付金までは、農業委員会の事務運営に伴う経常設計費及び法改正に伴う農家台帳システムの改修などでございます。

同款、同項、第2目農業総務費でございますが、今年度予算額は2億3,268万5,000円でございます。主なものといたしまして、第1節報酬は、令和8年度に農業委員の任期満了に伴う委員の選考が必要となるため、農業委員会委員候補者選考委員会委員の報酬でございます。第2節給料から第4節共済費までにつきましては、農林課職員等12名分の人件費でございます。

次のページをお開きいただきまして、第18節負担金、補助及び交付金でございますが、今年度予算額は1億4,435万3,000円でございます。内容といたしましては、農業集落排水事業に伴う企業償還金等に充てるため、一般会計から下水道事業会計への負担金及び補助金でございます。

同款、同項、第3目農業振興費でございますが、今年度予算額は2億1,538万2,000円でございます。この予算は、農業政策、農産物の生産振興、担い手育成及び有害鳥獣対策等に要する経費でございます。主なものといたしまして、第7節報償金1,250万2,000円は、農地の集積、集約化や荒廃農地の拡大防止のために御協力をいただいております農地流動化推進員137名への報償金や有害鳥獣の捕獲に対する駆除員への報償金などでございます。次に、第12節委託料2,745万円は、農業振興地域整備計画の見直しに係る計画作成に伴う委託料、加工用桃の試験栽培業務に関する委託料、岡山県倉敷地区猟友会吉備分会に対する有害鳥獣駆除に伴う活動費、代行耕作事業の実施に伴う委託料及び市民農園の管理委託料でございます。次に、第18節負担金、補助及び交付金の主なものといたしまして、上から2番目の園芸振興対策事業補助金につきましては、桃、ブドウの生産組合に対する作業機械、資材購入費の補助でございます。次に、その六つ下、新規就農総合支援事業補助金につきましては、新規就農者の就農直後の経営の不安定な時期を支援するための補助金でござい

ます。次に、その六つ下、中山間地域等直接支払事業補助金につきましては、中山間地域となる宇山集落ほか11集落に対して平地との営農条件の格差を是正するため補助を行おうとするものでございます。

次のページをお開きください。

次に、上から六つ目のそうじゃのお米支援補助金につきましては、ふるさと納税返礼米の確保等に係る一般財団法人そうじゃ地食べ公社への補助金です。その他につきましては、説明欄記載の各事業に対する補助金等でございます。

同款、同項、第5目農地費でございますが、本年度予算額は3億1,258万6,000円でございます。この予算は、土地改良事業の実施及び楨谷ダム揚排水機、農業用ため池等土地改良施設の改良及び維持管理に要するものでございます。主なものといたしまして、第10節需用費5,654万4,000円は、道路照明や市内に84箇所あります揚排水機等の電力料及び農道、農業用水路、揚排水機等の修繕料などでございます。次に、第11節役務費735万2,000円は、地域が実施する幹線水路の藻引き、農道、農業用水路等に係る小規模工事の人夫賃のほか、楨谷ダムの管理に必要な通信回線料等の使用料及び水質検査手数料などでございます。次に、第12節委託料3,110万円は、農道水路の改良工事を実施するための測量設計、楨谷ダムにおけるヨシ原の刈り払い、防災重点ため池におけるハザードマップを作成するための委託料などが主なものでございます。次に、第14節工事請負費1億3,753万円は、農道、水路の改良、ため池の修理、しゅんせつ工事等に要する経費のほか、揚排水機ポンプ等の更新、福谷地区の農地造成工事等に対する経費を計上するものでございます。次に、第17節備品購入費127万円は、揚水機等の維持管理に使用するサンドポンプの購入等に関する予算を計上するものでございます。次に、第18節負担金、補助及び交付金7,396万2,000円のうち、県営ほ場整備事業などをはじめとする説明欄記載の土地改良事業への償還補助金が主なもので、これは事業受益者が土地改良事業の地元負担金を日本政策金融公庫から借入れした場合の償還に対し補助するものでございます。そのほかのものにつきましては、各種団体に対する負担金、補助金など、説明欄に記載のとおりでございます。

次のページをお開きいただきまして、同款、第2項林業費、第1目林業総務費でございますが、本年度予算額は687万2,000円でございます。主なものといたしまして農林課職員1名の人件費でございます。

同款、同項、第2目林業振興費でございますが、本年度予算額は2,874万円でございます。この予算は、林業政策及び山林保護振興に要する経費でございます。主なものといたしましては、第11節役務費103万5,000円は、森林所有者から市へ人工林の管理を委託できる森林経営管理制度により、これまで市が委託を受け実際に間伐を行った人工林に対し、その間伐が原因で災害等が起こった場合に備え損害補償保険に加入するための経費などでございます。次に、第12節委託料1,587万2,000円は、松くい虫による枯れた松の伐倒駆除、林道の整備事業、福山遊歩道の保全及び森林経営管理制度等に係る委託料でございます。

次のページをお開きいただきまして、第18節負担金、補助及び交付金469万3,000円は、林道整備事業水内細瀬線に係る償還補助金及び市民参加による里山保全活動に対する補助金が主なものでございます。

農林業費につきましては以上でございます。

○三上周治委員長 企業誘致商工振興課長。

○重信憲男企業誘致商工振興課長 続きまして、第7款商工費の説明をさせていただきますので、予算書156、157ページをお開き願います。

第7款商工費、第1項商工費、第1目商工総務費について御説明いたします。

本年度予算額2億768万4,000円でございます。第2節給料から4節共済費は、一般職員、観光プロジェクト課7名と企業誘致商工振興課5名計12名及び企業誘致商工振興課1名の再任用職員の人件費でございます。第27節繰出金は、国民宿舎特別会計への繰出金でございます。

次に、同款、同項、第2目商工業振興費、本年度予算額10億4,934万9,000円でございます。この予算は、市内商工業者等の育成、振興や物価高騰等に伴う経済対策として行いますプレミアム付商品券事業に要する経費でございます。主なものといたしましては、第1節報酬から第8節旅費につきましては、プレミアム付商品券事業に係る会計年度任用職員4名分の人件費等でございます。第10節需用費から第12節委託料は、そうじゃ吉備路マラソンに合わせて行いますまる得！サービスやプレミアム付商品券事業、またカルチャーセンター、旧堀邸、総社宮内の公衆トイレ、美袋駅舎の維持管理などに要する経費でございます。第18節負担金、補助及び交付金は、総社商工会議所、総社吉備路商工会及び中小企業保証融資に伴う補助金や、1枚お開きいただきまして、158、159ページにございます岡山連携中枢都市圏事業及び総社移住・創業サポートセンターへの負担金に要するものでございます。第22節償還金、利子及び割引料は、プレミアム付商品券利用事業所への支払い分でございます。

○三上周治委員長 観光プロジェクト課長。

○赤木郁哉観光プロジェクト課長 続きまして、同款、同項、第3目観光費、本年度予算額9,011万6,000円でございます。この予算は、市内観光施設の維持管理整備及び観光プロジェクト事業など観光事業の推進に要する経費でございます。主なものといたしましては、第1節報酬から第4節共済費は、まちかど郷土館2名の人件費でございます。第10節需用費の主なものは、市内観光施設の光熱水費や修繕料などでございます。第12節委託料の主なものは、観光案内所の運営に伴う観光協会への委託料のほか、市内各観光地の清掃委託料、観光シーズンにおける観光地のガードマンの委託料などでございます。第18節負担金、補助及び交付金は、総社観光プロジェクト事業の実施に伴う負担金とSOJAイルミネーション負担金、1枚おはぐりいただきまして、160、161ページの総社市民まつり、吉備路れんげまつりなど観光関係の各組織への負担金、補助金で、説明欄に記載のとおりでございます。

次に、第4目観光センター運営費、本年度予算額2,648万5,000円でございます。この予算は、き

びじつるの里及び国民宿舎サンロード吉備路内にございますコンベンションホールの管理運営に係る経費でございます。主なものといたしましては、第1節報酬から第4節共済費は、きびじつるの里1名の人件費でございます。第12節委託料は、きびじつるの里及びコンベンションホールの施設の維持管理に伴う委託料でございます。第17節備品購入費は、老朽化した軽自動車の買換えに伴う費用でございます。

次に、第5目企業誘致対策費、本年度予算額875万8,000円でございます。主なものといたしましては、第10節需用費から第13節使用料及び賃借料は、公用車1台分の維持管理経費や長良、西阿曾地区への企業立地に伴う地元要望による排水対策として仮設ポンプ、発電機等のリース代でございます。第18節負担金、補助及び交付金は、岡山指月株式会社の工場増設に伴う大規模工場等立地促進補助金でございます。

以上でございます。

○三上周治委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

深見委員。

○深見昌宏委員 調書の217ページ、第6款農林業費、第1項農業費、第3目農業振興費、農業振興一般経費について、2点ほどお尋ねいたします。

調書の一番下のジャンボタニシの防除対策事業補助金とそうじゃのお米支援補助金、この2点について、ジャンボタニシはこれ去年もやってるんですけど、どうなんですか。三、四軒集まって補助の申請をするんですか、これは。そういうのも含めてどのくらいの件数が申請があったのか、補助対象として。それと、効果です。ジャンボタニシを駆除するための、僕はどういう薬を出してるのか分からないですけど、効果があるのかなのかというの、それがもう1点、すみません、お願いします。

○三上周治委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 ジャンボタニシの補助のことにつきまして御回答をさせていただきます。

こちらの補助制度につきましては、3戸以上の農家でまとまって申請をしていただくというものになっておりまして、令和6年の実績で申し上げますと3件、それぞれ3人集まられた方が3組という形で補助のほうを申請いただいております。この件数についてはそういうことなんです、全体の面積で申し上げますと約15haぐらいの面積がその対象の面積となっております。

あとその効果につきましては、基本的には薬をまくというような形でこの補助を皆さん使われておるところでございますが、最近非常にジャンボタニシの被害が多い、ジャンボタニシの発生も多いというところで、皆さんこの薬等を使って駆除をしていただいております。この補助があるということで新たに補助を受けたいというような方もたくさん来られておりますので、そういった意味では効果が出ていて、それを受けての申請をしたいというような、そういうニーズが高まってお

るというふうに感じているところでございます。

○三上周治委員長 深見委員。

○深見昌宏委員 ありがとうございます。これ、総社市全域なんでしょうけど、この3件というのは、どこの地域か言えるなら、総社市全体なら全体でもいいですけど、そこら辺どんなでしょう。

○三上周治委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 今回の対象地域につきましては、下原、金井戸、新本という形になっております。

以上です。

○三上周治委員長 深見委員。

○深見昌宏委員 じゃあ、ジャンボタニシの話はそれぐらいにして、お米の話なんですけど、補助金の。本当に去年からいろいろやっておられるんですけど、9,800万円か。

○三上周治委員長 深見委員、款項目節、ページ。

○深見昌宏委員 (続) さっきの話の続きなんで、調書はそのまま、ジャンボタニシの下に書いてあるところなんですけれど、これ対象は1反当たり2俵でしたか、以前は、そうですね、たしか。この補助の内容を教えてください、すみません。

○三上周治委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 この事業につきましては、ふるさと納税の返礼米の買い付けや確保等を円滑に行うために、ふるさと納税の対象米をこの地域に普及していただいたり安定的な確保をしたりするために一般財団法人そうじゃ地食べ公社にお支払いする補助金になっております。

以上でございます。

○三上周治委員長 深見委員。

○深見昌宏委員 すみません、勘違いしておりました。一般財団法人そうじゃ地食べ公社のほうに対する補助金として9,000万円少々ということで、じゃあこれはふるさと納税の各農家の方に対する補助金じゃないということで、それは別途にあるんですか。

○三上周治委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 委員御指摘の以前もありました1反当たり4,000円とか、そういった補助金のことかと推測いたしますが、その補助金につきましては昨年も補正予算等で議会のほうにお諮りをさせていただいたところでございますが、昨年につきましては米価の高騰というところがございまして、一つの目標としておりました概算金1万5,000円を超えたというところで補助しないということにさせていただいておるところでございます。現在、非常に米価が高い状態で高止まりをしているところでございますが、令和7年産米等米価の状況を見ながら、今後についてはまた相談のほうをさせていただければというふうに考えております。

以上です。

(「分かりました。ありがとうございました」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 他に質疑はありませんか。

太田委員。

○太田善介委員 215ページの第6款農林業費、第1項農業費、第2目農業総務費の1億4,000万円ですけど、これは農業集落排水事業補助金として書いてありますが、これの該当する場所を教えてください。

○三上周治委員長 下水道課長。

○角田琢美下水道課長 太田委員の御質問にお答えいたします。

農業集落排水の場所ということでよろしかったでございましょうか。失礼いたしました。この質問につきましては、市内の12施設の対象が集落排水のものになろうかと思えます。地区でいきますと、秦、江崎、新本が2箇所、下原、下林、長良、岡谷、平山、山手の地区2箇所です、あと宿、それから清音が古地、黒田という地区になろうかと思えます。

以上です。

○三上周治委員長 太田委員。

○太田善介委員 これはランニングコストとしてかかっているものとして考えたらよろしいですか。

○三上周治委員長 下水道課長。

○角田琢美下水道課長 はい、太田委員のおっしゃられるとおりでございます。

○三上周治委員長 他に質疑はありませんか。

荒木委員。

○荒木将之介委員 調書の220ページ、第6款農林業費、第1項農業費、第3目農業振興費であります。こちらの第12節委託料なんですが、農業振興地域の整備促進事業ということで、計画策定の委託料を計上しております。計画をこれから策定していくんですけども、実際にその計画を見直して実行していく時期はいつ頃であるとか、これから策定していくので、まだまだ準備段階であると思えますけれども、ある程度何かしらのビジョン的なものがあるのかどうか、お聞かせください。

○三上周治委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 農業振興地域の見直しにつきましては、今年度計画策定委託料として予算を計上させていただいておるところでございますが、見直しの期間としましては令和7年度、令和8年度の2年間で行えたらというふうに考えているところでございます。

まず、令和7年度につきましては基礎調査ということで、実際の農地の状況とかの資料等を整備するところ、併せまして令和8年度につきましては実際に計画の見直し、あとは実際これ計画策定以来かなりの年月がたっておりますので、かなりの変更等の箇所も出てくることも考えられますので、県協議等にかかなりの時間を要するかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○三上周治委員長 荒木委員。

○荒木将之介委員 ということは、令和7年、令和8年で見直しをしていくんですけど、実際に見

直して計画が動き出すとなるとまだ先の話になるという考えでいいんでしょうか。

○三上周治委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 基本的には県協議を終えて同意ということになりましたら、新たな計画の策定ということになりますので、その時点から新たな計画での運用ということになろうかと思います。

以上でございます。

○三上周治委員長 他に質疑はありませんか。

太田委員。

○太田善介委員 調書217ページの第6款農林業費、第1項農業費、第3目農業振興費の中の公用車の購入ということなんですけど、これ新車で購入されるんですよね。

○三上周治委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 はい、そのとおりでございます。

○三上周治委員長 太田委員。

○太田善介委員 これは例の久代で燃えたやつですか。総社市の車は結構古いのが多いのかなと思って、去年もいろいろと、ほかの車も含めて何かいろいろありましたけど、今現状買い換えないといけない車ってどのくらいあるのかな、気になったんで教えていただけますか。

○三上周治委員長 政策監。

○難波敏文政策監 各課が所有してるものと財産管理課が一括で所有してあるものとございますので、具体的な台数は今私も把握しておりませんが、いろいろ今委員がおっしゃったようなことも昨年確かにございました。それから、かなり古い公用車にまだ乗ってるということもございます。そうしたことで、今回新年度予算に計上して新たに財産管理課のほうが一括管理してる公用車も何台かは購入させていただいて、職員の労働環境の改善というのもございますし、それから今は安全装備、自動ブレーキがついてる等、そういった車をできるだけ購入させていただくというふうなことで、年次的に購入して、順次切替えていくということでやらせていただいております。

以上でございます。

○三上周治委員長 他に質疑はありませんか。

小西副委員長。

○小西利一委員 調書の228ページの第6款農林業費、第1項農業費、第3目農業振興費ですが、3地区が補助金の対象になってます、山田と草田と槇谷、この三つの地区はどういう条件でこの3地区になったんですか。

○三上周治委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 こちらにつきましては、地域の農地、農業を守るために、水源涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成などを目的に維持管理を行うというところで、その地域でまとまって協定のような形でつくっていただいた団体に対して補助を行うというものでございます。先ほどお

っしやられた地区につきましては、その地域でまとまってこういう活動をするということで申請をいただいている地域になります。

以上でございます。

○三上周治委員長 小西副委員長。

○小西利一委員 まとまってそういうものを申請することをよその地域でもやれば、いつでもこの対象になるんですか。

○三上周治委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 はい、そのとおりでございます。国庫補助でございますので、5年以上きっちり管理していくとか、その地域の協定の中の会計をきちっと行うとか、かなりハードルは高くなっておりますが、そういったことを実施していただけるのであれば、どの地域においても要件を満たせば可能というふうになっておりますので、よろしくお願いします。

○三上周治委員長 小西副委員長。

○小西利一委員 ということは、これはよその地域でもこういう制度があつてこんな条件を整えればこれができますよというのは、皆知ってるんですか。

○三上周治委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 周知の部分につきましては、市内全域の方々が皆さん御存じかということ、まだ広報、啓発ができてないところはあろうかと思いますが、ちょうど今年度につきましては農地の地域計画ということで市内全域のほうの農地をどうしていくかというところで意見交換をさせていただいている中では、こういった補助メニューであるとか農地を守る活動について様々なところで意見交換をさせていただいているというところでございます。

以上でございます。

○三上周治委員長 小西副委員長。

○小西利一委員 ありがとうございます。今の件は分かりました。

あと、調書の226ページ、第6款農林業費、第1項農業費、第3目農業振興費の中で担い手育成支援事業として今年度400万円ぐらい予算が減ってるんですけど、これは何か理由があるんですか。担い手はもっと増やしていく必要があるんじゃないかと私は思ってるんですけど。

○三上周治委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 この部分について、新規就農総合支援事業補助金についてということでしょうか。こちらにつきましては、新規就農者の営農が安定するまでに対して国の補助で生活を支援していくというものになりますけれども、これの対象となる方というのが2年間事前に研修を行って、新たに就農された方ということになっております。その対象になる方が、今回ちょっと少なくなったため予算が減っているというところでございます。

以上でございます。

○三上周治委員長 小西副委員長。

○小西利一委員 対象の方が減ったということですけど、これから先も新しく担い手を増やしていく必要があると思うんですけど、そういう対策は行ってますか。

○三上周治委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 こちらにつきましては、新規就農者の獲得というところで様々なフェアでの啓発であるとか、あとはやはり新規就農を目指して来られる方をしっかり受け入れていくということが非常に大事かというふうに考えておまして、桃やブドウであるとか、そういった組合とも連携を図りながらしっかり研修を受けて2年間を過ごしていく。さらに自立していくという流れの中で、様々な地区として研修制度を盛り上げてくださっておるところもありますので、そういったところとしっかり連携を図りながら増やしていけるような努力はさせていただいておるところでございます。

○三上周治委員長 他に質疑はありませんか。

荒木委員。

○荒木将之介委員 調書の223ページ、第6款農林業費、第1項農業費、第3目農業振興費のうち一番下の課題等のところに、秦・富原の市民農園に設置してある手押しポンプの修理費がかさんでいるというふうに記載があります。実際にはこの第10節需用費の消耗品費ですか、1万5,000円だと思うんですけども、かさんでいると言われると、かさんでいるのかどうか分からないですけど、何せかさんでいるということは度々起こっているのかなというふうに読み取ったんですが、これが古いから経年劣化によるものなのか、それとも使用方法によるものなのか、こういった理由でこの修理を行わなければならないのか、理由が分かりましたら教えてください。

○三上周治委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 このポンプの部品というところでこの消耗品で今対応させていただいているところでございますが、確かに経年劣化というか古いものではあるんですけども、手押しポンプですので、まだまだ使えないことはないというところでございますが、やはり使い方が、いろんな方がいらっしゃったり、パッキンがすぐそういうので駄目になったりとかで、できるだけ費用をかけずにというところで我々職員がそのパッキンを交換したりとか、そういうことで対応させていただいているのが実情でございます。

以上でございます。

○三上周治委員長 荒木委員。

○荒木将之介委員 使い方だろうなとは思ってたんですけど、ということであれば、使用者に注意を促すでありますとか、場合によっては弁償していただくということも考えなきゃ駄目なのかなというふうに思っておりますので、そのあたりを注意喚起を行っているのか、弁償をしてもらうことも考えているのか、お聞かせください。

○三上周治委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 そうですね、注意喚起としては皆さんにはお話は実際に契約するときとかに

手押しのポンプで農業をするには水が必ず必要ですので、そういうお話はさせていただいておるところでございます。あとまた、多分わざと壊す方はいらっしゃらないと思うんですけども、そういう中でポンプが壊れて使えないとかという相談は多々ありますので、その際にはこうやって使ってくださいということを申し添えながら修理はさせていただいておるところでございます。

今後、使い方とか悪質な場合が見受けられるようなことが増えてくるようであれば、委員おっしゃられたような弁償であるとか、そういったことも考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○三上周治委員長 他に質疑はありませんか。

小西副委員長。

○小西利一委員 調書の248ページ、第7款商工費、第1項商工費、第2目商工業振興費、プレミアム付商品券の事業ですけど、今回また商品券出すと思うんですけど、おとしかな出したのは、そのとき買うのは買ったけど、使われなかった、手元に残ったままという方もいらっしゃるんじゃないかと思う。そういう方は把握されてますか。

○三上周治委員長 企業誘致商工振興課長。

○重信憲男企業誘致商工振興課長 前回令和4年度に行った商品券の事業でございますが、買われて実際のところどこまで使われたかというところまではちょっと分からないんですが、換金状況といたしましては99.7%ということなので、その部分が使われてないのであろうというふうなことが想定されます。

以上でございます。

○三上周治委員長 他に質疑はありませんか。

荒木委員。

○荒木将之介委員 今のプレミアム付商品券のところで、すみません、引き続き聞かせてください。実際にこれは過去にやってるので、引き続きお願いするようになるんだと思うんですけど、事業者の選定ですとか、また期間などの計画が進んでいるのかどうかをお聞かせください。

○三上周治委員長 企業誘致商工振興課長。

○重信憲男企業誘致商工振興課長 業者の選定等についてはこれから予算が成立してから、実際に募集をかけていこうというふうな状況でございます。また、ほかの商品券の発行等につきましては、これから進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○三上周治委員長 企業誘致商工振興課長。

○重信憲男企業誘致商工振興課長 すみません、期間につきましても、前回行いました販売期間でありますとか購入期間、そういうのを参考にしながらこれから決めていきたいと思っております。

以上でございます。

○三上周治委員長 産業部長。

○西川 茂産業部長 すみません、補足で。一応思ってるのは夏ぐらいからというふうに市長のほうも申ししているところでございまして、夏ぐらいから大体年度内の事業になるかと思いますので、2月ぐらいの期限でできるだけ多く使っていただくということを考えているところでございます。

以上です。

○三上周治委員長 他に質疑はありませんか。

小西副委員長。

○小西利一委員 調書の249ページ、第7款商工費、第1項商工費、第3目観光費、観光一般経費で、観光プロジェクト課の分で予算を3,000万円ぐらい取ってるんですけど、今年度。前年度からしたら400万円ぐらいプラスの計上をしてるんですが、何か新しい取組を始めることになるんですか。

○三上周治委員長 観光プロジェクト課長。

○赤木郁哉観光プロジェクト課長 増額理由でございます。大きく2点ほどございまして、1点目が総社市観光協会の補助金のほうが例年に比べ120万円ほど増額しております。そちらは、来る大阪・関西万博をにらんでおりまして、旅行事業者の方に向けて市内へ観光客を誘致する場合に、これまだ案なんですけど、そちらのほうの誘客のための補助金を考えております。

あともう一点は、総社市市民まつりの負担金のほうが、昨年ですと750万円を1,250万円ということで500万円増額しております。こちらのほうは、昨今の設備の委託料であるとかガードマンの委託料、物価高騰しておりまして、今年度50回大会のときにも多額に費用がかかっておりまして、実は実行委員会のほうで持っておりました基金を使い果たしてしまいまして、もう来年度事業が実施が非常に困難だということを事務局から要望がございまして、そちらを手当するために増額をしておる次第でございます。大きくはその2点でございます。

○三上周治委員長 小西副委員長。

○小西利一委員 ということは、120万円と500万円増えて620万円。ということは、減ったところもあるということですか、200万円ぐらい。予算減らしたんですか。

○三上周治委員長 観光プロジェクト課長。

○赤木郁哉観光プロジェクト課長 資料のほうを精査いたします。後で。

○三上周治委員長 小西副委員長。

○小西利一委員 あと、さっき大阪・関西万博でこっちのほうに観光客を誘致するので、観光協会の補助を120万円増やしたというんですけど、これ実際のところ効果あるんですか、これだけの金出して、その辺が疑問なんですけど。やってみないと分からないかもしれませんが。出すだけの意味があるのかなと思って。

○三上周治委員長 観光プロジェクト課長。

○赤木郁哉観光プロジェクト課長 120万円、額としてはさほどではございません。本当なら桁が

一桁違うかもしれませんが、やらないよりはということで。ただ市内の事業者、二次交通の事業者のほうもコロナ禍のときにはいろんな補助金がありまして、今はそれがなくなってしまったので非常に困っておる状況は伺っております。なので、旅行事業者、バス事業者であるとかタクシー事業者、そちらのほうには市内を周遊する場合にはタクシーなんかでしたら最大例えば1万円を助成するであるとか、それから先ほど私申し上げました市外の旅行事業者に対しても大阪へ行ったついでにといいますか、岡山市、倉敷市に寄るついでに総社市のほうにも来るのを促進するために、宿泊ありの場合であるとか日帰りの方について幾らかインセンティブ、数千円つけられますよということとをすれば、旅行事業者の方についても総社市というところに目を向けていただけるようなことで、新しい取組ですが、取りあえずやってみようという、万博を機に企画した次第でございます。

○三上周治委員長 他に質疑はありませんか。

荒木委員。

○荒木将之介委員 すみません、引き続きの調書の249ページのところなので、このまま行かせてください。先ほどの市民まつりの負担金なんですけれども、基金がなくなったので今回500万円アップして負担するんだよということだったんですけれども、ということは今後基金がないということなので、運営のためには毎年この負担金を計上していく形になるんでしょうか。

○三上周治委員長 観光プロジェクト課長。

○赤木郁哉観光プロジェクト課長 そちらのほうは、実施主体となっておる実行委員会のJ Cの皆さんともお話をしております、湯水のごとく毎年こういった補助金がつくわけではございません。ですので、今までの補助金の中でやれることをもう一度考え直して、節約できる、祭り自体の仕組みを変えないといけないかもしれませんが、そちらのほうをよく検討してくださいと前々から申しておいたんですが、場合によってはこれは続かないかもしれないというようなことも言われる相談はありましたので、これを契機にもう一度しっかり組み直して、祭りのやり方自体を考えていきたいと思いますという協議段階ではございます。

○三上周治委員長 他に質疑はありませんか。

荒木委員。

○荒木将之介委員 調書の251ページ、第7款商工費、第1項商工費、第3目観光費の中の負担金です。観光プロジェクト実行委員会の負担金なんですけれども、実行委員会予算のことにはなるんですが、この中の支出、赤米関連が例年に比べて大幅に増えているという理由をお聞かせください。

○三上周治委員長 観光プロジェクト課長。

○赤木郁哉観光プロジェクト課長 こちらのほうは、本委員会でも事務事業の見直しをと申し伝えられまして、その中でこの事業自体のやり方をもう一度考えてみてくださいということでした。ということで、特に費用負担の面は今の金額よりも増額しても仕方ないが、その中でも職員の負担をしっかりとらないように考えるようにということでしたので、そちらに基づきまして考えてみた次第で

す。今年までは1,100万円の実行委員会の負担金を市のほうでお支払いをして、それ以外の市の直営部分は人件費はおおむね概算しますと600万円ぐらいの費用が積算しております。この事業に係る費用としましては合計1,700万円かかる次第でございまして、そちらのほうを業者に実行委員会から委託をする、市からは一旦実行委員に負担金、実行委員会からはそちらの業者に委託をするような形で取りまして、職員負担の軽減を図ろうとする次第でございます。

○三上周治委員長 この際、私より申し上げます。

しばらく休憩をいたします。

休憩 午後2時37分

再開 午後2時47分

○三上周治委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑はありませんか。

荒木委員。

○荒木将之介委員 先ほどお答えいただいた続きになるんですけども、議会事務事業評価を受けて職員の負担を減らすように、直営部分を業者に委託するようにしていただいたということです。こちらの予算のほうにも絡んでくることなんですけれども、今回この事業だけではないのかもしれないですけど、これに対して赤米ヒカリノミ基金からの繰入れがなくなっていたんですが、ということはこちらも含めてになってしまうのかもしれないんですが、赤米関連については一般財源からの支出をしていくという、負担をしていくという考え方でよろしいのでしょうか。

○三上周治委員長 観光プロジェクト課長。

○赤木郁哉観光プロジェクト課長 すみません、荒木委員の先ほどの御質問の中でちょっと訂正がございまして、事業費自体に1,700万円ぐらいは直営費を含めてはいるんですが、それとは別に手ぬぐいの引換えのチャリティー金の収益というか、それが400万円ほどございます。そちらにつきましては、今は別会計で処理をして、今言われた赤米ヒカリノミ基金に必要な経費を引いた分を基金として積み立てるんですが、そちらは事業費の中に今度は委託料を1,700万円として、それ以外にその手ぬぐいの400万円はそれはそれで委託業者の収入として含めるような形にするつもりですというのを言い漏れたんで、付け加えさせてください。

それと、二つ目の質問につきましては、赤米ヒカリノミ基金に積み立てるかどうかということ、先ほどの手ぬぐいの部分は業者の収入になりますので、積立ては来年度からはする予定はございません。

○三上周治委員長 産業部長。

○西川 茂産業部長 すみません、ちょっと補足です。先ほど赤木課長が1,700万円と申し上げましたが、これは事業費を委託にすると2,000万円超えるぐらいかかります。その中で、入場料となる400万円弱になりますが、そちらは事業費のほうに充てるという形にして委託料として1,700万円程度を今回上げさせていただいているところでございます。

○三上周治委員長 荒木委員。

○荒木将之介委員 了承しました。赤米ヒカリノミ基金が今後どうなっていくのかということについてはまた歳入のときにお聞かせいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○三上周治委員長 太田委員。

○太田善介委員 今の関連の話なんですけど、手ぬぐいの制作費とかというのは市の持ち出しになるんですか。もう売上げだけは業者に入れて、手ぬぐいの制作費は市持ちという感じですか。

○三上周治委員長 観光プロジェクト課長。

○赤木郁哉観光プロジェクト課長 市からの持ち出しはしません。あくまで収益の中から差引きするので、市からの持ち出しはありません。事業費の中に入ってます。

○三上周治委員長 他に質疑はありませんか。

太田委員。

○太田善介委員 調書218ページの第6款農林業費、第1項農業費、第3目農林振興費の生産調整等推進対策事業、ここ僕よく分からなかった、総社市農業再生協議会の歳入があるんですけど、これってどういう、県からの補助金だと思うんですけど、何に使われていく予定で、そもそも再生協議会がよく分かってないんですけど、これを教えてもらっていいですか。

○三上周治委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 この事業につきましては、国が行う経営所得安定対策等を総社市農業再生協議会に委託して行うものでございます。実際にこの経費といたしましては、主なものはシステム利用料が大きなものでございますけれども、こちらをJA晴れの国岡山吉備路アグリセンターに委託して行っております。これについて、全額国庫補助として生産調整に係る交付金というところで480万円の入があるというものでございます。

以上でございます。

○三上周治委員長 太田委員。

○太田善介委員 具体的なところでいうと、システム利用料というのは何に対するシステム利用料なのか、あとはどういうことをしていく事業なのか、分からない。ホームページを見てもよく分からなかったんですけど、教えてもらっていいですか。

○三上周治委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 まず、このシステムにつきましては、農家の作付状況等を把握するための農地と作付状況と所有者をマッチングするようなシステムになります。このシステムによって市内の農家に今年の作付状況とかの書類が毎年春、5月ぐらいに各農家に農協から届いておるとは思いますけれども、そういったものが発送されて、それによって今年の作付を把握する。これに伴って経営所得安定対策といいますのが、国が行う要は転作の交付金であるとか、そういったものに活用されていきますので、その対象になる方についてはそういう事業を適用していく。その調整を行っている事業ということで御理解いただけたらと思います。

以上です。

○三上周治委員長　しばらく休憩します。

休憩　午後２時55分

再開　午後２時57分

○三上周治委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑はありませんか。

荒木委員。

○荒木将之介委員　調書の232ページと233ページなのですが、第６款農林業費、第１項農業費、第５目農地費ですが、令和６年度は工事請負費として地域力向上道づくり事業のところに書いてはあったんですけど、今回書いてないのですが、こちらも令和７年度は農地の整備についてはその予算はもうつかないということですか。

○三上周治委員長　地域応援課長。

○難波昭彦地域応援課長　荒木委員の御質問に答弁させていただきます。

令和７年度につきましては、農道の修理、改良につきましては対象外ということで、生活道、防護柵等のほうに予算を振り分けさせていただきました。

○三上周治委員長　他に質疑はありませんか。

観光プロジェクト課長。

○赤木郁哉観光プロジェクト課長　すみません、先ほど小西委員から御質問あった分の数字なのですが、訂正をさせてください。私、総社市観光協会への補助金が例年250万円で今年370万円と言ったんですが、250万円はおととしの数字でした。去年は317万円でした。そこが違った関係で、差引きの事業費として3,000万円と2,600万円の差が狂ってきまして、結論からいいますと、大きく違ったのは去年は高梁川流域観光Wi-Fiスポット設置委託料が150万円ほどありまして、それがもうイニシャルコストで設置できましたんで、その分が減ったので、先ほど程度の増額の形になったということに訂正させてください。

○三上周治委員長　この際、しばらく休憩いたします。

休憩　午後３時0分

再開　午後３時2分

○三上周治委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第８款土木費及び第10款教育費のうち本分科会の担当する部分の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

地域応援課長。

○難波昭彦地域応援課長　続きまして、土木費のうち主なものについて御説明いたしますので、予算書162、163ページをお開きください。

第８款土木費、第１項土木管理費、第１目土木総務費、第１節報酬から第８節旅費は、主に職員

17名と会計年度任用職員4名に係る人件費及び土木担当員137名の報酬や各種会議等の総会、要望活動などに伴う費用でございます。第10節需用費は、事務用品、公用車に係る燃料代、車検等の費用でございます。第11節役務費は、岡山県との共同事業であるふるさとの川リフレッシュ事業に係る手数料等でございます。第12節委託料は、地図訂正に必要な測量と道路、水路の台帳整備に係る委託料及び危険空き家の緊急措置等に係る費用でございます。第13節使用料及び賃借料は、指定管理及び道路、水路等台帳の管理等に必要なシステムの使用料等でございます。第18節負担金、補助及び交付金は、日本建築行政会議負担金から、1枚おはぐりいただき、164、165ページの研修会等負担金まで、説明欄に記載の各種団体等への負担金及び業務に必要な積算システムの負担金でございます。

続きまして、同款、第2項道路橋りょう費、第1目道路橋りょう総務費、第2節給料から第4節共済費につきましては、職員2名の人件費でございます。第11節役務費は、道路瑕疵による事故が発生した場合の損害賠償に係る保険料でございます。

次に、同款、同項、第2目道路維持費、第10節需用費は、道路照明、総社駅、清音駅のエレベーター等の光熱水費と道路陥没、側溝、路肩等の修繕料などでございます。第11節役務費は、地域の方が行う小規模工事の手数料でございます。その下、火災保険料は小規模工事に伴う損害保険及び賠償保険等でございます。第12節委託料は、説明欄の建物清掃委託料から、1枚おはぐりいただき、166、167ページ、緊急通報装置更新等委託料まで、道路、水路等の維持管理に係る経費でございます。樹木等伐採委託料は人口増パッケージの生活道の補修等に係る地域力向上道づくり予算によるものでございます。また、道路維持管理等委託料は、舗装、剥離などの簡易な修繕に係る費用でございます。第13節使用料及び賃借料は、総社駅、清音駅に設置された防犯カメラの賃借料と道路、橋梁の管理に必要なシステムの使用料でございます。第14節工事請負費は、舗装及び橋りょう点検に基づく橋りょうの修繕工事及び人口増パッケージの生活道の補修等に係る地域力向上道づくり予算でございます。第15節原材料費は、簡易な修繕におけるアスファルト合材等の原材料費でございます。第17節備品購入費は、職員が業務で使用するための手持ち草刈り機等を購入するための費用でございます。第18節負担金、補助及び交付金は、道路面の陥没などを調査するシステムを使用するための経費でございます。

○三上周治委員長 土木課長。

○矢木武司土木課長 次に、同款、同項、第3目道路新設改良費のうち主なものについて御説明申し上げます。

まず、第2節給料から第4節共済費までは、土木課6名の職員の給料、各種手当、共済組合費等負担金でございます。第12節委託料、道路改良に伴う用地測量及び設計業務等でございます。第14節工事請負費は、東総社駅前泉本線ほかの道路改良及び市道の舗装新設等に要する経費でございます。第16節公有財産購入費は、東総社駅前泉本線改良工事に伴う用地代でございます。第18節負担金、補助及び交付金は、岡山県建設事業負担金条例に基づく県道の改良工事等に伴う負担金でござ

ざいます。第21節補償、補填及び賠償金は、道路改良に伴う支障物件等に要する補償費等でございます。

続きまして、同款、第3項河川費、第1目河川事業のうち主なものについて御説明申し上げます。

第10節需用費は、富原及び秦、美袋地区ほかの排水機場の燃料代や電気代、普通河川等の修繕に要する経費でございます。第11節役務費につきましては、秦、美袋地区の排水機場の緊急通報装置の通信事業費用及び排水機場の緊急出動のポンプ運転管理の手数料でございます。第12節委託料は、富原及び秦、美袋地区ほか河川施設の保守管理や作原地区で岡山県が整備を進めている堤防の一部に排水ポンプの投入口に安全対策として防護柵を岡山県へ工事委託するものであります。また、浅井谷砂防事業実施に必要な砂防指定地への編入申請を作成する経費でございます。

1枚お開きいただきまして、168、169ページを御覧ください。

第14節工事請負費につきましては、国府川ほかの河川改修及びしゅんせつ工事、排水ポンプユニットの収納庫整備に要する経費でございます。第17節備品購入費につきましては、作原地区の排水対策といたしまして移動式の排水ポンプユニットを購入しようとする経費でございます。

○三上周治委員長 都市計画課長。

○田中章彦都市計画課長 続きまして、同款、第4項都市計画費のうち主なものについて御説明いたします。

第1目都市計画総務費、第1節報酬は、都市計画審議会委員の報酬でございます。第2節給料から第4節共済費までは、都市計画課職員4名の給料及び職員手当等でございます。第10節需用費は、都市計画道路愛称看板の修繕等に要する修繕料でございます。第12節委託料の都市計画マスタープラン見直し業務委託料は、平成28年に目標年次を令和7年としている現行の都市計画マスタープランについて、整備が進む市内道路ネットワークや企業誘致の状況等を踏まえ、将来のまちの姿を見据えたまちづくりの指針を見直していくための経費でございます。また、地区計画策定支援業務委託料は、地域による集落維持型の地区計画策定を支援するための委託業務に係る経費であり、都市再生整備計画策定業務委託料は、まちの活性化やにぎわい創出のための公共施設整備計画策定に係る経費でございます。第18節負担金、補助及び交付金のうち公共下水道事業補助金及び公共下水道事業負担金は、公共下水道事業に伴う雨水対策事業費、単独事業費、企業償還金等に充てる一般会計から下水道事業会計への負担金及び補助金でございます。

1枚めくっていただきまして、170、171ページを御覧ください。

第23節投資及び出資金は、公共下水道事業に対する一般会計から下水道事業会計への出資金でございます。

次に、同款、同項、第2目街路事業費、第2節給料から第4節共済費までは、都市計画課職員1名の給料及び職員手当等でございます。第14節工事請負費は、都市計画道路刑部三須線整備事業に伴う附帯工事に係る経費でございます。

次に、同款、同項、第3目都市下水路費、第12節委託料は、金井戸下水路ほかの整備に伴う用地測量及び設計業務等に要する経費でございます。

次に、同款同項第4目公園費、第2節給料から第4節共済費までは、都市計画課職員2名の給料及び職員手当等でございます。第10節需用費は、都市公園照明のLED化更新に要する修繕料でございます。第12節委託料は、公園清掃管理等に要する管理委託料及び砂川公園の指定管理委託料でございます。

1枚めくっていただきまして、172、173ページを御覧ください。

第14節工事請負費は、公園施設長寿命化計画に基づき実施する都市公園遊具等の更新に係る経費でございます。第18節負担金、補助及び交付金は、常盤公園の耐震性貯水槽の点検等を行う経費でございます。

都市計画費につきましては以上でございます。

○三上周治委員長 建築住宅課長。

○八重信幸建築住宅課長 続きまして、同款、第5項住宅費、第1目住宅管理費でございますが、この予算は市営住宅8団地の管理費でございます。第1節報酬は、市営住宅入居者選考委員会委員5名の報酬でございます。第2節給料から第4節共済費までは、職員3名の給料及び手当等でございます。第10節需用費は、市営住宅の維持管理に要する費用で、主なものは市営住宅の修繕料でございます。第12節委託料は、市営住宅の空き住戸の除草、シロアリ駆除、家賃滞納者に対する公的措置に要する費用が主なものでございます。

住宅費については以上でございます。

○三上周治委員長 観光プロジェクト課長。

○赤木郁哉観光プロジェクト課長 続きまして、206ページ、207ページをお開きください。

第10款教育費、第5項社会教育費、第9目文化財保護費、本年度予算額1億4,319万7,000円でございます。この予算は、埋蔵文化財発掘調査、文化財保護啓発、鬼城山整備、作山古墳調査活用などに要する経費でございます。主なものといたしまして、第1節報酬から第4節共済費は、埋蔵文化財学習の館4名、鬼城山ビジターセンター2名、発掘や遺物に関わる作業員、資料整理員、新規で文化財専門員1名などの会計年度任用職員の人件費等でございます。第8節旅費の主なものは、先ほどの会計年度任用職員の通勤手当でございます。第10節需用費の主なものは、1ページお開きいただきまして、208ページ、209ページの修繕料といたしまして、経年劣化した鬼城山の拡充広場デッキの修繕や福山合戦慰霊塔の修復、埋蔵文化財学習の館や鬼城山ビジターセンターの蛍光灯のLED化などがございます。第12節委託料の主なものは、史跡地の松くい虫防除や下草刈り、岡山県の指定史跡となります緑山古墳の境界測量などがございます。第14節工事請負費は、鬼城山の版築土塁の再整備工事に伴う経費でございます。第18節負担金、補助及び交付金の主なものは、宝福寺禅堂屋根修理に伴う補助金、赤米伝統文化連絡協議会負担金など説明欄の記載のとおりでございます。

以上でございます。

○三上周治委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

小川委員。

○小川進一委員 第8款土木費、第2項道路橋りょう費。

○三上周治委員長 小川委員、ページ数。

○小川進一委員 (続) 予算調書の265ページ、第8款土木費、第2項道路橋りょう費、第3目道路新設改良費のうち東総社駅前泉本線改良工事についてお尋ねいたします。

令和6年度の予算が8,000万円、令和7年度が2億2,312万円ということで、今神明神社の発掘が進んでおると思うんですが、令和7年度はいよいよ道路改良の工事に入ると思うんですが、これを見ますと延長が450m、道路幅員が6mというふうになっておりますが、これは工事はいつ頃から取りかかれて、終わりがいつになるのかというのをお尋ねしたいんですが。

○三上周治委員長 土木課長。

○矢木武司土木課長 小川委員の御質問にお答えいたします。

本年度は今文化財調査をさせていただいております。こちらのほうが少し遅れまして、来年度5月ぐらいまでかかる予定で、一応繰越しをする予定です。終わりましたら、道路改良していく予定でございます。また、来年度の補助金のつきようによるんですが、用水もかんでるということで、秋以降になってくると思いますので、その辺を加味しながら道路築造を田んぼの中に行くか、もしくは泉団地の中にある調整池の中をつつくかもしれません、その辺は流動的なんですが、一応令和8年度完成を目標として頑張っていこうと思っています。

以上でございます。

○三上周治委員長 小川委員。

○小川進一委員 この総延長というのは450mで足りるんですか。

○三上周治委員長 土木課長。

○矢木武司土木課長 こちらは、令和7年度に工事をする延長でございます。

○三上周治委員長 他に質疑はありませんか。

加藤委員。

○加藤保博委員 調書の276ページ、第8款土木費、第4項都市計画費、第1目都市計画総務費の中の都市計画費の中です。12節ですか、先ほど御説明いただきましたけど、地域計画策定支援業務委託とか都市計画マスタープラン見直し何とか、ですよ。これは具体的にどういう、職員にこれをしようといっても到底できないから委託に出すんですか。それで、何か年々委託料委託料委託料、製造とか伐採とか、そういうのは別です、指定管理とか、それは別として、委託料というのが数千万円でどんどんどんどん増えていくというのを何か感じるんですけど、職員が例えば総社市にもっといけば、頑張れば職員でできるのか、到底できるレベルではないのでこっだけ見直して、丸

投げというのはおかしいですが、これをポンと渡して見直しやってみてとかといって、1,000万円とか何千万円とか渡すのか、そのあたりが全然分からないので、簡単でよろしいので、教えてください。

○三上周治委員長 都市計画課長。

○田中章彦都市計画課長 加藤委員の御質問にお答えいたします。

例えば都市計画マスタープランの見直し業務委託料についてでございます。委員御指摘のとおり職員の人手が足りないというのもあるんですけども、専門のコンサル担当業務といいますか、その業者のノウハウをお借りしながらよりいいものをつくっていただくというところもでございます。業務を丸投げして、一から十までの作成をお願いしているわけではありません。基本的な主導権は私も職員にあります。私どもがこうしていただくことに対して、業者のノウハウをもって御助言をいただく、幾つかの選択肢を提案していただく。その中でどれが一番本市にとって適切なのかというのを私どものほうで採択しております。そのような格好でよりよいものをつくるための知恵を拝借すると、それから場合によってはお手も拝借するというようなイメージで業務委託をしているところでございます。

以上でございます。

○三上周治委員長 加藤委員。

○加藤保博委員 ありがとうございます。念のためにそういう業者の方は、例えば岡山県にもたくさんおられるのか、全国的な業者の方で、もう何回も総社市のことをお願いしているような方なのか、大勢おられるのか、念のために。

○三上周治委員長 都市計画課長。

○田中章彦都市計画課長 おっしゃるとおりで、全国規模の会社の方も業者もいらっしゃれば、県内の業者もいらっしゃいます。基本的に入札によって業者を選定しております。その入札の指定業者の選考に当たっては、市内あるいは県内に本社、支店、支社を有する業者というのを一番に考えております。それから、当然その業者の実績等も勘案しながら決めているところでございます。県内の業者、県内にあるいは市内に本社を置く業者、それから全国展開をする業者、両方いらっしゃるということでございます。

以上でございます。

○三上周治委員長 加藤委員。

○加藤保博委員 すみません、小さいことですが、やはり入札のときにプレゼンとかもあるんですか。それはない。素人考えですけど、県内で総社市のことなんかをよく知ってくださってる方のほうが点数が高いとかあるでしょう、いろんな。そんなのがあるのか、もうただの入札なのか、最後にそれだけ。

○三上周治委員長 都市計画課長。

○田中章彦都市計画課長 入札のときにプレゼンを行っていただく、いわゆるプロポーザル方式と

いうものを用いて業者を選択することもございますし、それもしに今までの実績等々を勘案しながら従来の方法で行う入札の結果によって選定することもございます。ケース・バイ・ケースだと思います。

以上でございます。

(「ありがとうございます」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 他に質疑はありませんか。

荒木委員。

○荒木将之介委員 調書の349ページ、第10款教育費、第5項社会教育費、第9目文化財保護費があります。赤米ヒカリノミ基金のこととか、赤米のことです。ちょっと触れたんですけども、こちら赤米の大使の田植ですとか赤米大使の食糧費ですとか、赤米大使会議室使用料といった赤米事業についても予算が計上されております。赤米ヒカリノミ基金のことについては改めて歳入のときにお聞きしますので、ここのことも聞きますよということだけ覚えといてください。お願いします。

ここに戻ると言って、駄目と言われたらいかなので。

○三上周治委員長 他に質疑はありませんか。

小川委員。

○小川進一委員 今の荒木委員の質問のところで、同じページなんですけど、古墳等下刈り清掃委託料、これが何箇所あるのかということをお尋ねしたいんですけど。

○三上周治委員長 観光プロジェクト課長。

○赤木郁哉観光プロジェクト課長 すみません、数えますので、お時間下さい。

○三上周治委員長 他に質疑はありませんか。

荒木委員。

○荒木将之介委員 調書の354ページ、第10款教育費、第5項社会教育費、第9目文化財保護費があります。こちら、作山古墳の調査の件なんですけど、財源内訳が国庫支出金が410万円に対して一般財源が800万円ほどということで、事業そのものは国庫負担2分の1ではなかったかと思うんですが、これは補助対象外の事業があるということかと思うんですが、どの部分が市単独であって、どの部分が共同でやるものかということをごっそりいいんで教えていただけますでしょうか。

○三上周治委員長 観光プロジェクト課長。

○赤木郁哉観光プロジェクト課長 委員お見込みのとおり補助率が2分の1でございます。なので、補助対象の事業と市単独の事業とに分かれております。市単独の事業を申し上げますと、第8節旅費の費用弁償の作山調査指導委員会委員5名外旅費のほかのところに文化財市民講座講師旅費が2万円分ございます。それから、第10節需用費の印刷製本費の7万1,000円、講演会ポスター、チラシ、こちらが市単独になります。その下の火災保険料4,000円も市単独です。それから、第12節委託料の古墳等下刈り清掃委託料、これは作山古墳に特化したものですので、242万

4,000円、こちらのほうが市単独。それから、第17節の庁用器具費の3次元データ化用ノートパソコンほかということで136万円、合わせて387万9,000円が市単独分となっておりまして、残りの825万7,000円が補助対象事業費になって、こちらの2分の1が国庫負担になります。

○三上周治委員長 太田委員。

○太田善介委員 同じページの今の3次元データ化用のノートパソコンが130万円というのは、ソフトウェア込みの、結構特殊な組合せのノートパソコンでしょうか。

○三上周治委員長 観光プロジェクト課長。

○赤木郁哉観光プロジェクト課長 3次元データ化用のソフトウェアが約79万円、これは高スペックでないといけないんで、そのノートパソコンが41万円、そのほか電子レベル計が17万円という内訳になっております。

○三上周治委員長 太田委員。

○太田善介委員 じゃあ、具体的にそのソフトウェアの名前って、今出せますか。

○三上周治委員長 観光プロジェクト課長。

○赤木郁哉観光プロジェクト課長 Structure from Motionというソフトで、内容としては様々な位置や角度から撮影された写真や動画からソフトウェア、Agisoft Metashapeを使用することで3次元の形状を復元する技術で、このソフトの利用によりまして発掘調査現場を見学できなかった人でもパソコン画面上で様々な方向から現場を見ることが可能でございます。

○三上周治委員長 他に質疑はありませんか。

荒木委員。

○荒木将之介委員 調書348ページ、第10款教育費、第5項社会教育費、第9目文化財保護費の埋蔵文化財発掘調査事業のところなんですけど、先ほどの太田委員の質問と似てくるんですけども、第13節の電算サービス等使用料のところ、遺構・遺物作図用PCソフト代ということで、これ今年度も55万円計上されております。ということで、ソフト代とは書いてあるんですけど、買い切りじゃない何かサブスク的なものなのかなというふうなことが一つと、だとしても来年度倍になってますんで、なぜ倍になってるかというところをお聞かせください。

○三上周治委員長 観光プロジェクト課長。

○赤木郁哉観光プロジェクト課長 こちらのソフトは、Adobeのフルセットになっておりまして、4式ございまして、こちらは埋蔵文化財学習の館で使用するソフトとなっております。

○三上周治委員長 観光プロジェクト課主幹。

○小嶋善邦観光プロジェクト課主幹 先ほどのソフトのほうなんですけども、基本的には単年度のライセンス契約で毎年毎年費用を計上しないといけないという形になりますので、値段は毎年ほぼ同じぐらいかかるとおっしゃっていただければと思います。

○三上周治委員長 荒木委員。

○荒木将之介委員 ライセンスはいいんですけど、であれば今年度55万円だったものが来年度

117万7,000円になっておりますので、ここの説明のほうをよろしくをお願いします。

○三上周治委員長 質問分かりましたか、今の。55万円が110万円で倍になってるから、その説明。

観光プロジェクト課長。

○赤木郁哉観光プロジェクト課長 昨年のライセンス料は山手にいる専門職のライセンス料をまず人数分そろえました。その分プラス来年度は埋蔵文化財学習の館で使う職員の分を増やしたので、倍になってるのはそういう理由です。

○三上周治委員長 さっき何か聞かれたやつの回答はもうできますか。

観光プロジェクト課長。

○赤木郁哉観光プロジェクト課長 古墳が8箇所、それから古墳以外の史跡が7箇所の計15箇所でございます。

○三上周治委員長 小川委員。

○小川進一委員 その中に作山古墳も入っておるといことなんですか。

○三上周治委員長 観光プロジェクト課長。

○赤木郁哉観光プロジェクト課長 去年までは先ほどの作山古墳の事業の中に入ってたんですけど、今年は除きまして、文化財保護啓発事業のほうに移管させております。

○三上周治委員長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 ないようでありますので、この際しばらく休憩いたします。

休憩 午後3時37分

再開 午後3時49分

○三上周治委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、歳入、債務負担行為及び地方債のうち本分科会の担当する部分の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

財政課長。

○岡 真里財政課長 それでは、歳入のうち本分科会の所管に属する主なものについて御説明いたします。

予算書の36ページ、37ページをお開きください。

第13款分担金及び負担金、第1項分担金につきましては全て本分科会の所管に属するもので、小規模かんがい排水事業や土地改良事業などに伴う地元分担金や土地改良施設の整備補修に対する岡山県土地改良事業団体連合会の分担金でございます。

38、39ページをお開きください。

第14款使用料及び手数料、第1項使用料のうち本分科会の所管に属するものは、第4目衛生使用料のうち斎場使用料と電柱敷使用料の一部を除く全てと、第5目労働使用料から第8目土木使用料

までの全て、第10目教育使用料のうち第5節社会教育使用料の説明欄二つ目、電柱敷使用料9万5,000円のうち8,000円、40ページ、41ページをお開きいただきまして、説明欄1行目のその他使用料137万8,000円のうち88万2,000円で、主なものは墓地使用料、国民宿舎サンロード吉備路のコンベンションホール使用料、市道沿線等の電柱敷等使用料や市営住宅使用料などでございます。

同款、第2項手数料、第2目総務手数料、第8節諸手数料のうち本分科会の所管に属するものは、1行目の建築証明手数料、2行目の諸証明手数料27万6,000円のうち8万4,000円、その下の地籍図簿閲覧等手数料40万8,000円のうち4万8,000円でございます。

第4目衛生手数料から、42、43ページをお開きいただき、第8目土木手数料までにつきましても本分科会の所管に属するもので、し尿収集等手数料、ごみ処理等手数料などでございます。

46、47ページをお開きください。

第15款国庫支出金、第2項国庫補助金のうち本分科会の所管に属するものは、第4目衛生費国庫補助金、第1節保健衛生費補助金のうち循環型社会形成推進交付金と地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業補助金、第8目土木費国庫補助金の全て、第10目教育費国庫補助金の一番下、第5節社会教育費補助金、以上でございまして、主なものは浄化槽設置事業への補助、道路の改良や維持補修等に対する社会資本整備総合交付金、鬼城山や作山整備に対する国宝重要文化財等保存整備費補助金などでございます。

48、49ページを御覧ください。

第16款県支出金、第2項県補助金、第3目民生費県補助金のうち本分科会の所管に属するものは、50ページ、51ページをお開きいただきまして、第4節災害救助費補助金の説明欄2行目、住宅災害復旧等資金利子補給補助金、第4目衛生費県補助金、第1節保健衛生費補助金では説明欄3行目、不法投棄対策事業費補助金、その2行下、浄化槽設置促進費補助金、さらに二つ下、省・創・畜エネ設備・EV導入支援事業補助金及び第5目労働費県補助金から第8目土木費県補助金までの全てが本分科会の所管に属するもので、それぞれ説明欄に記載のとおりでございます。

52、53ページをお開きいただきまして、同款第3項委託金、第4目衛生費委託金から第8目土木費委託金までにつきましても本分科会の所管に属するもので、説明欄に記載の各事業に係る県からの委託金でございます。

54、55ページをお開きください。

第17款財産収入、第1項財産運用収入、第2目利子及び配当金では、56、57ページをお開きいただきまして、説明欄下から二つ目の株式会社オービス株式配当金が本分科会の所管に属するものです。

同款、第2項財産売払収入、第6目商品券売払収入につきましても本分科会の所管に属するもので、プレミアム付商品券の売払収入でございます。

60ページ、61ページを御覧ください。

第19款繰入金、第2項基金繰入金のうち本分科会の所管に属するものは、第8目優良農業者表彰

守谷基金繰入金、第33目復興基金繰入金で福谷地区の農地かさ上げ工事に充当するもの、第34目森林環境整備基金繰入金1,302万8,000円のうち1,229万4,000円で、里山保全活動補助金などに充当するもの、第37目そうじゃ創生応援基金繰入金で加工用桃試験栽培業務委託料に充当するもの、以上でございます。

64、65ページをお開きください。

第21款諸収入、第2項市預金利子のうち本分科会の所管に属するものは、歳計現金等一時預金利子42万6,000円のうち1,000円と、市営住宅入居敷金預金利子でございます。

同款、第3項貸付金元利収入では、第3目勤労者融資貸付金元利収入及び第11目総社市土地改良区貸付金元利収入で、それぞれの貸付けの元利収入でございます。

同款、第5項雑入、第4目雑入のうち本分科会の所管に属するものは、まず第3節受託収入で、総社広域環境施設組合の焼却灰等の処理業務に伴う一般廃棄物処理業務受託収入、66、67ページをお開きいただきまして、説明欄上から三つ目の広域環境施設組合特別負担金、七つ下の雇用保険料本人負担分824万7,000円のうち53万7,000円、その下の土地改良施設維持管理適正化事業交付金、一つ飛んで、市民農園利用料、その下、自転車等保管料9,000円のうち5,000円、その5行下、緑の募金交付金とその下、資源化物売払収入48万6,000円のうち45万円、そして一番下のその他雑入1,148万5,000円のうち352万2,000円でございます。

70ページ、71ページを御覧ください。

第22款市債のうち本分科会の所管に属するものは、第4目衛生債で水道企業団への出資金と斎場等のLED化事業の財源とするもの、第5目労働債で勤労会館福祉センターのLED化と空調改修及び働く婦人の家のLED化事業の財源とするもの、第6目農林業債で排水ポンプ整備の財源とするもの、第8目土木債で道路の舗装補修、南北道などの道路改良、準用河川国府川をはじめとする河川の改修やしゅんせつ、公園長寿命化などの事業に係る財源確保、第10目教育債、第5節社会教育債、説明の二つ目の文化施設整備事業債7,590万円のうち670万円でLED化等の財源とするものでございます。

続きまして、第2条、債務負担行為について御説明いたしますので、予算書の7ページにお戻りください。予算書の7ページでございます。

第2表債務負担行為のうち本分科会の所管に属するものは、表の中ほど農業振興地域整備計画策定委託から五つ下の砂川公園管理運営委託までの6事業で、複数年にわたる事業であることから債務負担行為を設定するもので、それぞれの期間と限度額は記載のとおりでございます。

次に、第3表地方債について御説明いたしますので、8ページを御覧ください。

第3表地方債のうち本分科会の所管に属するものは、上から五つ目、水道企業団出資金から七つ下の公園施設整備事業までの八つの事業と、下から四つ目、文化施設整備事業7,590万円のうち670万円で、先ほど歳入の市債の項で御説明いたしました地方債について、その借入限度額、起債の方法、利率及び償還の方法をそれぞれ記載のとおり定めようとするものでございます。

以上でございます。

○三上周治委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

荒木委員。

○荒木将之介委員 先ほどからお聞きしていた赤米ヒカリノミ基金のことです。予算書60ページ、赤米ヒカリノミ基金繰入金が来年度は0円ということで、計上しないということになっております。こちら、計上しない理由につきましては、今後赤米フェスタの手ぬぐいの売上げとか、そういったものが全て委託する業者のほうに行くということで理解したんですけれども、現在赤米ヒカリノミ基金の積立てが残っていると思うんですけど、その残高と、今後その基金はどのようにしていくのか、塩漬けになっていくのかということをお聞かせください。

○三上周治委員長 観光プロジェクト課長。

○赤木郁哉観光プロジェクト課長 まず、先ほどの補正予算を認めていただいたならば、決算見込み前なんで使途がまだ不明確な部分ではありますが、おおむね約400万円の基金残になります。その後、お尋ねなのが、その基金はどうなるのか、塩漬けになるのかということでございますが、そちらのほうにつきましては総社市赤米伝統文化連絡協議会の負担金といたしまして来年度223万9,000円計上しております。こちらの内訳を申しますと、来年度の赤米の各市町が持ち寄る負担金の10万円であるとか、来年度本市が赤米サミットの開催地になります。そちらのほうの開催経費50万円と、あと南種子町で赤米子ども交流がある関係で、そちらに向かいます小学校の児童とか関係者、また随行します職員らの旅費163万8,360円です、それらを計上しております、今後総社市のための赤米ヒカリノミ基金の使途にしております。

以上です。

○三上周治委員長 荒木委員。

○荒木将之介委員 残高等は今回総社市赤米伝統文化連絡協議会への拠出金ということを考えてと、多分すぐなくなってしまうと思うんですけども、その後はこうした事業の運用はどのようになっていくんでしょうか。

○三上周治委員長 観光プロジェクト課長。

○赤木郁哉観光プロジェクト課長 委員おっしゃるとおり、基金が底をつきましたら総社市赤米ヒカリノミ基金条例自体のほうはなくなってしまうような形になりまして、その後事業は存続していければなと思っておりますので、それからは赤米ヒカリノミ基金を財源とするのではなく、市単独のお金で運営していくようなことになると思います。

○三上周治委員長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 ないようでありますので、全体を通じて質疑漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、本件のうち本分科会に分担された部分についての取りまとめをいたしたいと思えます。

念のため申し上げます。

分科会でありますので、本件に対する討論、採決はできませんが、取りまとめの方法としてお諮りいたします。

本件のうち本分科会の担当する部分については可決すべきであると取りまとめることに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三上周治委員長 御異議ないようですので、18日に開催が予定されております一般会計予算審査特別委員会に本分科会の状況を報告いたします。

以上で、本分科会を閉会いたします。

閉会 午後4時4分